

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成24年6月27日（水）午後2時～午後4時05分
場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）
出席者 司会者 角田正紀（新潟地方裁判所長）
法曹出席者 藤井俊郎（新潟地方裁判所刑事部総括判事）
河原克巳（新潟地方検察庁三席検事）
堀田伸吾（新潟県弁護士会刑事弁護委員長）
山田晶久（新潟県弁護士会弁護士）
裁判員経験者 7人
報道機関出席者 11人
新潟日報
朝日新聞
毎日新聞
読売新聞
産経新聞
時事通信
NHK
BSN
NST
T e n y
UX

第1 自己紹介，挨拶

司会者（角田所長）

裁判員裁判については準備段階では深く関与しましたが，実際の事件を経験したのは少ないです。これだけ大きな改革にもかかわらず順調に定着に向けて推移していることに，日本国民の底力を感じています。

藤井判事

久しぶりに皆さんにお会いできて非常になつかしく思います。裁判員裁判は前任庁を含め20件くらい経験してきました。改善しなければならない点多々あると感じていますので，こうした機会は非常に有意義なものと考えています。

河原検事

三席検事という立場で仕事をしています。分かりやすい立証をするために普段から考えを巡らせ試行錯誤しています。本日は，裁判員を経験された方から貴重な意見や感想が聞けるということで楽しみにしています。

堀田弁護士

新潟県弁護士会の刑事弁護委員長をしています。裁判員裁判の経験は3件です。県弁護士会全体のスキルアップという意味でも，皆さんから様々な意見をいただければと思っています。

山田弁護士

裁判員裁判の経験は3件です。本日は、貴重な意見をいただけるということで楽しみにしています。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

担当した罪名は強盗致傷です。被告人4人中、1人だけが違うことを言っていたので、そのあたりをどうするかということで話し合いました。

2番

担当した罪名は殺人です。争点は殺意及び責任能力でした。何でも経験したいということから本日参加させていただきました。

3番

担当した罪名は強制わいせつ致傷です。自白事件でしたが、執行猶予を付けるかどうかで結構悩みました。

4番

担当した罪名は保護責任者遺棄致死です。淡々と事が運んだという感じを受けています。良い経験をさせていただきました。

5番

4番の方と同じ事件を担当しました。被害者を置き去りにしたときに暗黙の了解があったかどうか争点で、かなり難しかったなという感想です。

6番

担当した罪名は強制わいせつ致傷です。自白事件で、争点は、犯罪行為の重さと刑務所に入れる必要があるかという二つでした。

7番

6番の方と同じ事件を担当しました。本日は、自分の意見を今後役に立てていただきたいと思い参加させていただきました。

第2 意見交換会の趣旨説明

司会者

裁判員裁判が始まってから3年余りが経過し、新潟地裁だけでも41件の判決が言い渡され、かなりの経験が蓄積されてきました。新潟ではこれまで2回の意見交換会を実施しておりますが、そこで出た議論は、運用改善に非常に参考となっています。この段階で、より多くの裁判員経験者の皆さんから御意見、感想、生の声を伺い、法律家の側にとっては今後の運用改善に繋がるとともに、次に続く裁判員候補者の方々にも負担感なく参加してもらうことにも繋がればと考えております。本日の主役は7名の裁判員経験者です。思うところ、感じたところをそのまま述べていただければと思います。

第3 裁判員を経験しての全体的な感想、印象

1番

自分の生活の中でなかなか味わえないような経験をさせてもらい、面白いなと思いました。

2番

裁判手続の全過程を経験できたことや、法壇で当事者の表情を見ながら話が聞けたことは貴重な経験となりました。審理や評議では裁判官の説明が分かりやすく、丁寧に進められたという印象です。殺意の有無については、何を根拠にするのか、なかなか判断できなくて現在も十分理解できないところがあります。量刑につき、過去の事例についても説明を受けましたが、情状をどの程度考慮したらよいのか非常に迷いました。今思うと、殺人現場にいた証人や親族から、被告人の日ごろの状況をもっとお尋ねすればよかったですなと思っています。

3番

刑を決める上で、被告人には前科があったので、また同じことをするのではないかと思います、気になりました。

4番

次に裁判員になる方々に対し、そんなに難しいものではないですよ、何も心配しなくていいですよ、ということをお伝えたいです。評議の初期段階では皆さんの心証はそれぞれ違っていたようですが、評議が円滑に進み、終了する段階では、皆さんが納得して、まとまりました。

5番

大変貴重な経験ができました。最初不安でしたが、裁判長から分かりやすく説明してもらい、良かったです。

6番

裁判員になったことで、司法関係の仕事がどのようなものか目の当たりにできた経験は、貴重な体験だったと思います。皆さんで話し合った結果、これで良かったなと実感できる判決ができたと思っています。ただ、後から思うと自分の中ではメンタル的な影響もありました。裁判員裁判は身近な問題であるということをお市民の方々にもっと知ってもらえれば、前向きな関わり方ができるのではないかと思います。

7番

裁判員に選ばれた時点では、正しい判断や意見をちゃんと表現し主張できるか、とても不安でした。選任されてから裁判が始まるまでの時間が短かく、気持ちの整理が完全についていない状況で裁判が始まったという感じです。審理開始後は裁判官が皆さんの話を公平に聞いてくれたので、非常に良い話し合いができたと感じています。新しいことを吸収することができて、とても良い経験になったと思っています。

第4 検察官、弁護人の活動に関する感想、意見

第4の1 判断の対象となるべき事実の把握に関して

司会者

裁判員に何を判断してもらおうかという事項は、公判前整理手続である程度明確にして、それを示しているはずなのですが、最初から明確だったでしょうか。1番の方は、量刑問題ですが、被告人多数なので量刑のバランスを含めて、どのような要素を重視して刑を決めていくかということが最初の段階で明確になりましたか。

1番

冒頭陳述の段階で、裁判官の説明が分かりやすかったので、ある程度大事なことの目

安はつきました。他の裁判員も同じだと思います。

司会者

裁判官の説明を聞いて初めて分かるのではなく、検察官と弁護人が、量刑を決める本
当に重要なことはこれですと示しあい、裁判員に分かってもらうというのが理想なので
すが、そのような切り口で考えた場合、いかがでしょうか。

7番

最初からというよりも次第にという感じで、少しずつ積み上げていく中で問題点が明
確になったという印象です。過去のデータも見ましたが、経験のない私達が、刑の重さ
や軽さを判断するのは難しいと感じました。

司会者

6番と7番の方が担当した事件は、犯罪事実が複数ありますが、そのような場合に刑
を決める考え方の枠組みのようなものは、最初の段階から分かりましたか。

7番

途中で明確になったという印象です。もちろん、着目すべき部分は、必要なところで
その都度説明がありました。

6番

最初の時点で、漠然とですが、何となくこの方向に行くのかなという大枠は自分の中
では持てたのですが、最終的にどのような決断を下すのがベストなのかというのは、審
議を重ねる中で分かっていきました。

藤井判事

自白事件では、早い段階で量刑グラフを示しており、当事者の主張しているポイント
を議論した上で、グラフのどのあたりになるのかという進め方をしていますが、この進
め方について、違和感などはありますか。

7番

進め方に問題はないと思いますが、量刑グラフを提示された段階で、ある程度の着地
点を見せられたような印象を受けました。

藤井判事

2番の方が担当したのは、飲酒とてんかんの病気のある被告人が起こした事件でした
が、責任能力の捉え方として、元々の人格による犯行なのかどうかということを議論し
ました。この問題の立て方は理解しやすかったでしょうか。

2番

検察側の証人により精神鑑定の結果を聞きましたが、信頼できる専門家の意見で特段
疑問を感じなければ、その判断に委ねざるを得ないのかなと思いました。

司会者

4番と5番の方が担当したのは、法律論の構成が問題となった事件でした。被告人自
身には保護責任はないが、保護責任のある人との間で共謀が認められれば刑事責任を問
えるという枠組みは理解できたでしょうか。

4番

理解しにくい面がありました。他の裁判員の皆さんも、市民感覚と法律が衝突したと
感じていたと思います。

5 番

被告人と保護責任のある人の二人で被害者を運んだということは、そこに意思がなければできないことではないかと、未だに考えることはあります。

藤井判事

裁判員の皆さんには、被告人に責任があったのかということは判断せず、共謀があったのかということのみを判断してもらおうということで、割り切って評議してもらったのかなと思っていたのですが、そうはいつでも釈然としないところもあったということでしょうか。

司会者

判断の枠組みにつき、実務家の提供した枠組み自体は信頼していただき、裁判員はその枠組みの中で判断していただければその責任は果たされているという、こういう割り切りもある程度必要なのではないかと、原理にまで遡って全部理解しないと判断できないというものでもないと思うのですが、何か発言はありますか。

4 番

今おっしゃったことが市民感覚とのずれということになるのだと思います。今のように説明してもらえば分かります。

司会者

非常に重要な指摘だと思います。専門家の側が今のようなことをきちんと裁判員に直接説明していかないと、どこか不完全感が残ると思います。

ところで、検察官は、初めに、こういう枠組みで有罪立証していこうと組み立てる訳ですが、これについて検察官から何か発言はありますか。

河原検事

冒頭陳述では、当然、裁判員の皆さんに分かりやすいものを心がけていますが、事実関係については、結果の重大さや犯行の悪質さを示す事実に比べ、情状関係はどうしても最後に簡潔に示すというような状況になっています。そういう意味で、量刑が問題となる事案だと、判断の枠組みという観点からは十分に伝わっていないところがあるかもしれません、いかがでしょうか。

1 番

事件の内容や流れ、一人一人がどのように関わったのかということは冒頭陳述のときに分かりましたが、各人の量刑の違いについての考え方については、はっきりとは分かりませんでした。

司会者

今の発言は、検察官が冒頭陳述で量刑問題を示そうとすれば、「これとこれで大きく刑が動くから、ここを重視してください」というものだけがあれば良いということを示唆しているように感じます。

第4の2 証拠に対する理解のしやすさに関して

司会者

2 番の方が担当した事件は、7 人の証人を合計 1 1 時間尋問していますが、結果的に情報が多すぎたということはないですか。また、証人尋問ではなく、証人の述べた

内容が記載された書類を朗読する形になっていたならば、どのような審理になっていたか想像がつかますか。

2番

情報が多すぎたということはありません。こちらから尋ねたいと思うことが、もっとあったくらいです。書証の朗読では映像が伴わないので、理解するのが難しくなると推測されます。

司会者

1番の方は、被告人が4人いることもあり、被告人の話を合計8時間以上聞くことになったわけですが、負担感はありましたか。

1番

8時間ずっと聞くわけではないし、ちゃんとした判断をするには仕方がないと思います。あと、被害者本人からの話が聞けなかったので、どうしても気持ちが被告人側に片寄ってしまいました。

司会者

3番の方が担当した事件は、被害者が証人としてではなく意見陳述という形で出廷しましたね。

3番

被害状況については、被害者の精神的な面などを考えると証人尋問ではなく調書の朗読で済ませたのは良かったと思います。また、被害者は意見陳述で出廷したので、視覚的に把握することができました。

司会者

4番と5番の方が担当した事件は、共謀がある場合の死亡との因果関係を立証するために証人尋問が行なわれましたが、結果的には共謀はないということになりました。これをどのように受け止めますか。

4番

証人尋問が行われたことが無駄だったとは思っていません。

司会者

評議の結果によりどちらに行くのか分からないし、結果的に無駄だったということだけで考察する必要はないのかもしれないですね。6番と7番の方が担当した事件は、現場の状況や被害者の持ち物などに関する写真などの証拠がかなり多かったようですが、ここまで調べる必要性があるのかと感じたことはありますか。

6番

私は、判断する上で適切な量だったと思います。

7番

私も同じ意見です。特に多いとは感じなかったし、必要なことだったと思います。私の担当した事件では被害者は出廷しませんでした。そのような場合、法廷で直接見ている被告人のほうにどうしても心は寄ってしまうのかなと感じています。心情的に判断して良かったのか、それとも、そこは切り離して考えるべきだったのかということも今でも悩むところはあります。

7番

私としては、心情と結論とは切り離れた方が良いと考えています。

司会者

書証と人証のどちらで立証するかということについて、検察官あるいは弁護人から御意見はありますか。

河原検事

自白事件における被害者の証人尋問の要否については、被害者に出廷してもらいお話ししてもらったほうが分かりやすいとは思いますが、それ以外にもいろいろな要素を考慮する必要があるので、それらを勘案の上、方針を決めています。

堀田弁護士

被害者が出廷した場合、立場的には、被害者側に心情が寄ってしまうのではないかと、いうおそれは常に持ちながら対応しています。被害者の感情を冷静に受け止めていただけるのであれば、審理の分かりやすさという点からも、被害者に出廷してもらいお話ししてもらったほうが良いと思います。

司会者

ところで、皆さんの担当した事件につき、判断の材料に過不足はなかったでしょうか。

7番

充分だったと感じています。必要なところで必要な材料を基に必要な判断を求められたと感じています。

6番

7番の方と同じで、証拠も審議時間も含めて適切だったと思います。

5番

検察側からの証拠がもう少し出ていれば、もしかしたら評議が展開していたかとも、いう思いはあります。正に市民感覚と法律とはずれがありました。

4番

証拠が弱い、証言にインパクトがないといった印象です。材料不足だったと思います。

3番

適切だったと思います。

2番

量刑を考える上では、事件直前の事実だけではなく、事件発生のきっかけとなるところまで遡った情報がほしかったと思います。

司会者

今の点は本質的な問題かもしれません。今までの刑事裁判は「精密司法」と呼ばれ、事件の背景や被告人の個人史まで含めて詳細に解明していましたが、現在は、刑を大きく動かす事情と有罪無罪を決める事情にある程度絞っています。真相解明、背景まで知りたいというメンタリティとの折り合いをどの水準でつけるかという問題で、御意見として伺います。

1番

証拠は適切だったと思いますが、事件発生から裁判までの期間が長い事件だったので被告人もよく覚えていない部分があり、本当はどうだったのかなと思うことがありました。

河原検事

真相解明という点を重視すると証拠はどうしても多くなります。裁判員の皆さんに適正に判断していただくためにはどの程度の証拠が必要なのかという点を常に心がけて立証活動を行なっています。

第5 評議の運営に関して

司会者

積極的に評議に参加できましたか。

1 番

私を含め、一緒に参加した9人全ての方が積極的に意見を述べていました。評議の終盤に、補充裁判員の1人が裁判長から途中解任の意向を聞かれ、解任となりましたが、本当は最後まで参加したかったようです。

藤井判事

補充裁判員に対して途中解任の意向を確認する際に、残りたい旨の御希望があれば、もちろん引き続き参加してもらっています。できるだけ、残りたいというお気持ちを汲み上げるような形でお話をしたいと思います。

2 番

意見を言えなかったという人はいませんでした。私も言いたいことは言いました。

司会者

2番の方の事件は、責任能力、殺意、量刑と争点が多かったわけですが、いかがでしたか。

2 番

量刑については少し悩みましたが、大体流れに沿って、結論は割とすんなり出ました。

司会者

最終結論を出すのは難しかったですでしょうか。

4 番

流木が川を流れるように、流れで、自然に結論にたどり着いたという感じでした。

7 番

最後の結論を出すのは難しかったです。出した結論に関しては、すっと落ちてきた印象です。

1 番

皆さんの意見はばらばらでしたが、どの人の意見についても皆さんが納得できるところまで掘り下げて議論がなされたので良かったと思います。

藤井判事

評議の進め方として、いきなり最終結論をお尋ねするのではなく、評議の途中で一度暫定的な御意見を伺っています。他の方の意見を聞いた上で自分の意見を考えるほうがより良いかなと思ひ、敢えてそうしていますが、これについて何か御意見はありますか。

7 番

良いところもあり、悪いところもあると思います。自分の意見が流れでいうとどちらの方なのかということのははっきりしましたが、逆に、自分の考えはちょっと違うのかな

という否定的な感情が芽生えてしまいました。

6番

7番の方と同じ評議に参加していましたが、私は、自分自身の意見をもう一回客観的に見直す機会として、中間の意見を伺ったほうが良いと感じました。

司会者

弁護人が求刑意見を述べることについては、いかがでしょうか。

山田弁護士

少し補足しますと、今までの刑事裁判では、弁護人からは、執行猶予が相当であるとか、寛大な処分をお願いするといったことを主に意見していました。しかし、それでは裁判員の皆さんは漠然すぎて分からないであろうということと、具体的な数字が出る検察官の求刑意見に引きずられるおそれがあるということから、弁護人からも具体的な数字を意見するようになりました。ただ、被告人からすると、自分を守ってくれる立場の弁護人から懲役何年が良いというようなことを言われると、後ろから攻撃されているような感覚になるのではないかと思います。弁護人としては、被告人と相談しながら、どのような意見を最終的に述べるか考えますが、求刑意見については非常に悩ましい問題であり、試行錯誤段階です。

6番

弁護人からの求刑意見に関するこれまでの経緯を初めて知りました。私達素人が量刑を考える上では、一つの基準というか、きっかけになると思います。

第6 守秘義務に関して

司会者

皆さんは、裁判員を経験されてからしばらく時間が経ちましたが、守秘義務について現在どのような感じを持たれていますか。負担感などについて御意見があればお聞かせください。

7番

守秘義務は必要なものだと思います。今のあり方で充分だと考えます。

6番

守秘義務の範囲につき、自分の中ではまだ線引きができていません。周囲の反応も見ながら考えていきたいと思っています。

5番

個人的には苦にはなっていませんが、私よりも周りの方々のほうが「守秘義務」という言葉に敏感になっているようです。会社では、それについて聞いてはいけないという雰囲気になっています。

司会者

裁判所だけではなく、法曹側のこの問題に対する説明や理解を得る努力がもう少しあったほうが良いということですね。

4番

守秘義務を意識する場面は、ほとんどありません。

3番

特に負担に思ったことはありません。意識する場面もありません。

2番

1年くらい経ちますが、負担感を感じたことはありません。

1番

私も同じです。

第7 記者からの質問

記者（U X）

守秘義務があることにより、皆さんの経験されたことを広く市民に伝えるということが、思ったようにできていません。法律の素人である皆さんの観点から、何か良い手だてがあれば御提案いただけますでしょうか。

1番

学校の社会の授業でも裁判傍聴を取り入れていると聞いたことがありますが、そのほかには、どうしたら広く市民に伝わるのかはちょっと分かりません。

2番

例えば、判決宣告時に裁判長が結論に達した理由をより詳細に説明するとか、裁判終了後、裁判長が記者会見を行い、どのような根拠や判断で判決が出たのかということの説明することはできないのでしょうか。

6番

私自身、裁判員として参加したからこそ分かったことがすごくありました。今回のような司法の方々に伝える意見交換会とは別に、今後裁判員になれる方々に向けて、裁判員になることはすごく身近な問題だというようなことを話せる機会があれば良いと思います。裁判員に選任されるのは突然なので、事前の情報を持った状態で参加される方が増えてくれば、より良い改善点も見えてくると思います。

7番

「守秘義務」という言葉だけが先行し、その目的や趣旨が市民にはあまり知られていないように感じます。

記者（B S N）

市民感情と法律の乖離をなるべく少なくするということが裁判員制度導入目的の一つとしてあります。4番と5番の方については、自分たちの出した結論に対し、納得していないようにお聞きしましたが、どうしていればこのような気持ちを解消できたと思いますか。また、司会の角田所長と藤井判事には、本日、市民感情と法律の乖離があったということを知っての率直な印象や今後の改善点などについてお聞きしたいと思います。

4番

私の言い方が良くなかったのですが、私は無罪とすることに納得していたのですが、何か有罪になるようなところも探さないといけないのかと思い発言し、否定されたことはありました。

5番

自分の中では一応納得しています。小沢一郎の事件も無罪になりました。暗黙の共謀について私達が出した結論は正しかったとさらに思いました。

藤井判事

裁判員裁判は一般市民の方の感覚を裁判に取り込むというところからスタートした制度なので、当然、我々はその溝をできるだけ埋めていく努力をすることが必要です。ただ、埋まらない溝というものが必ず残るだろうとも思っています。全て常識論で判断するのが裁判員裁判だとすれば、法律は不要になります。従って、埋める努力をしたけれども法律論としてはこのように考えるべきであるというところについては、やはり一般の方の感覚として釈然としないところが残ってしまうだろうと思います。しかし、それを無理に埋めるということは、法治国家として間違っているであろうというのが今の私の感じです。

司会者（角田所長）

「市民感覚」という言葉の中身、実体ははっきりしていないように思います。健全な最初の直感と、証拠に則して詰めていった結論が違っていた場合、それが刑事裁判の原理原則に則して判断していった結論ならば、それ以外の判断はないはずで、市民感覚との乖離というように見えるものも一部あるのかもしれませんが、そのことで何かを変える必要性とか、そういう問題は含まれていないように感じます。

第8 法曹からの感想

堀田弁護士

我々弁護士は、当事者として、裁判員の皆さんに分かりやすい裁判になるようにと工夫しながら活動しています。その活動が皆さんの目にどのように写り、評議の中でどのように判断されているのかということについていろいろなお話を伺うことができ、参考になりました。特に印象に残ったのは、皆さんが刑事裁判に対する理解が深まり非常に有意義な経験をされたという感想をお持ちだということです。これは、歴史が浅い裁判員裁判の中で、大きな成果ではないかと思います。制度も3年目となり見直しの時期になりました。これからの裁判員裁判を考えていく中で、裁判員として係わってこられた皆さんの率直な感想というのが非常に大事になってくると思います。

山田弁護士

非常に貴重な意見を頂戴し、本当に参考になりました。裁判員裁判の流れの中で、証拠は厳選して過不足なく提出するわけですが、ややもすれば証拠は少ない方が良いという意見になりがちです。しかし、本日皆さんから、証拠は十分に消化できている旨のお話が聞けたので良かったです。

河原検事

我々は、裁判員の方々と直接接する機会がないので、裁判員の方はどのように感じておられるのだろうかということをお自分なりに考えながら仕事をしていますが、本日様々な事件の裁判員を担当された方から率直な御意見をお聞きすることができて、普段自分が思っていることを改めて検証することができました。本日お聞きした御意見については今後の執務の参考にさせていただきます。

藤井判事

最後に結論を出すときの皆さんの絞り出すような様子が今でも忘れられません。決して簡単なことではないことをお願いしているということを改めて感じた次第です。自分

の出した結論が正しかったのか、今でも悩まれている方もおられるようですが、9人で話し合っただけの結論ですので、是非自信を持っていただきたいと思います。先ほどの山田先生のお話に関連しますが、裁判員の方々は難しい証拠も非常に一生懸命取り組んで、全部理解してくださっているのはそのとおりですが、それがベストかという点についてはやはりそうではないという気もします。適切な分量の証拠を出していくということはこれからも考えて行きたいと思います。どうかよろしくお願いします。